

我が国加入以降の意匠の国際登録に関する ハーグ制度の動向について

世界知的所有権機関 ハーグ登録部 アソシエイトオフィサー 玉虫 伸聡

抄録

本稿では、我が国が意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入して以降のハーグ制度の動向について、統計情報や国際事務局の取り組みを中心に、ご紹介します。

1. はじめに

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下、「ジュネーブ改正協定」）が、我が国について2015年5月13日に発効してから、3年半余が経過します。

筆者は、2016年3月から、世界知的所有権機関（以下、「WIPO」）ハーグ登録部に所属し、国際事務局の立場から国際意匠登録制度（以下、「ハーグ制度」）に携わってきました。本稿では、我が国のジュネーブ改正協定加入以降のハーグ制度の動向についてご紹介いたします。

なお、我が国におけるジュネーブ改正協定加入までの経緯並びにハーグ制度の概要や国際事務局の役割については、特許懇276号及び277号の関連記事や特許庁ウェブサイトに詳しいため、そちらをご参照ください。

また、本稿は、筆者の経験に基づく個人的見解を含み、必ずしもWIPOの公式見解を示すものではないことを予めお断りいたします。

2. ハーグ制度の主な特徴と利点

ハーグ制度は、WIPOの国際事務局に提出する1つの国際出願によって、複数の締約国（政府間機関を含む。以下同じ。）における意匠権の取得・維持・管理を一括して行える制度です。各国官庁に対してそれぞれ行わなければならなかった一連の出願が1つの国際出願に置き換わるため、ハーグ制度を利用すると、複数の市場において、意匠を簡便かつ迅速に保護することが可能になり、時間の節減とコストの低廉化を図ることができます。

商標の国際登録に関するマドリッド制度のような基礎出願又は基礎登録は不要で、国際出願は、直接国際事務局に提出します（自国官庁が許せば官庁経由の提出も可）。国際出願は、英仏西いずれかの言語で作成し、1つの出願に最大100意匠（ただし、全て国際意匠分類（ロカルノ分類）の同クラスに属することが条件）を含めることができます。料金は、指定国官庁のための指定手数料を含め、国際事務局に一括してスイスフランで支払います。

国際出願の方式審査は、一元的に国際事務局により行われ（PCTのように各国官庁が受理官庁となって方式審査をすることはない）、国際登録簿に記録された国際登録が、国際意匠公報にて公表されることにより、指定した各締約国において個別の出願効（少なくとも国際登録日から）が発生します。各指

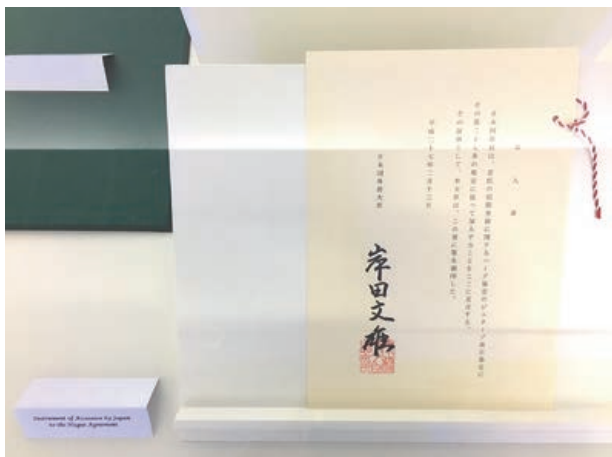


図1 WIPO本部の連絡通路に展示されている我が国のジュネーブ改正協定加入書

定国官庁が所定の拒絶通報期間（6月又は12月）以内に拒絶通報を送らなかった場合又は拒絶通報送付後に拒絶を撤回した場合は、当該締約国について、保護付与の効果が生じます。

さらに、複数の締約国で効力を有する単一の国際登録を得ることによって、国際登録のその後の管理が大幅に簡素化されます。更新（5年ごと）や名義変更等、国際登録の維持・管理は、原則国際事務局への1つの手続で完了します。

他方、ハーグ制度はあくまでも手続に関する取極であるため、意匠が保護されるための実体要件や保護が付与された意匠権、さらには、拒絶通報後や無効請求の手続等は、各国法令によって定められます。

3. 日米韓加盟のインパクト

(1) ジュネーブ改正協定創設の背景

ジュネーブ改正協定が、1999年7月に外交会議において採択される（そのため「1999年アクト」と呼ばれる）以前には、2つの改正協定、即ち寄託の国際的な集中化を図った1934年ロンドン改正協定（2010年凍結、2016年10月終了）、指定国制度を導入し各指定国に国際登録の効果の拒絶を認めた1960年ハーグ改正協定（1984年発効）がありました。

ハーグ協定の主な加盟国は欧州の国々で、指定国に認められる拒絶通報期間が短いこと等から、実体審査国の加盟は進んでいませんでした。欧州における共同体意匠制度の創設に向けた動きの活発化もあり、ハーグ制度の魅力向上、具体的には、(1) 実体審査国の加盟促進、(2) 政府間機関（EU等）の加盟

を可能とすること及び(3) ユーザーニーズに応えた制度改善を目的に、1991年以降計7回開催された専門家委員会での議論を経て、ジュネーブ改正協定が創設されました。

ジュネーブ改正協定では、その柔軟性を達成するため、拒絶通報期間の延長や、意匠の単一性要件等の国内制度で求められる独自の手続要件の適用を例外的に可能とする宣言事項が、大幅に認められることになりました。

なお、各改正協定（アクト）は、ハーグ協定を改正するものではなく、相互に自律・独立した協定です。そのため、例えば、ジュネーブ改正協定のみに加盟する日本の出願人は、ハーグ改正協定のみに加盟する国（例えば、モロッコ）を指定することは原則できません（逆も然り）。

(2) 国際出願件数・締約国数の推移

ジュネーブ改正協定発効に向けて批准書・加入書の寄託が進む中、EU共同体意匠制度が2002年3月に施行され、1つの登録でEU加盟国全域の意匠保護を実現できる共同体登録意匠の出願受付が2003年1月に開始された影響で、同年、欧州の国々が主な加盟国であったハーグ制度の国際出願件数は、激しく減少します（出願数、出願意匠数ともに約半減）。そのような中、ジュネーブ改正協定は、2003年12月に発効します。

この出願減少傾向は、2006年まで継続しますが、EUのジュネーブ改正協定加入により2008年1月から国際出願でEUを指定できるようになったため、同年の国際出願件数は大幅に増加しました（出願数

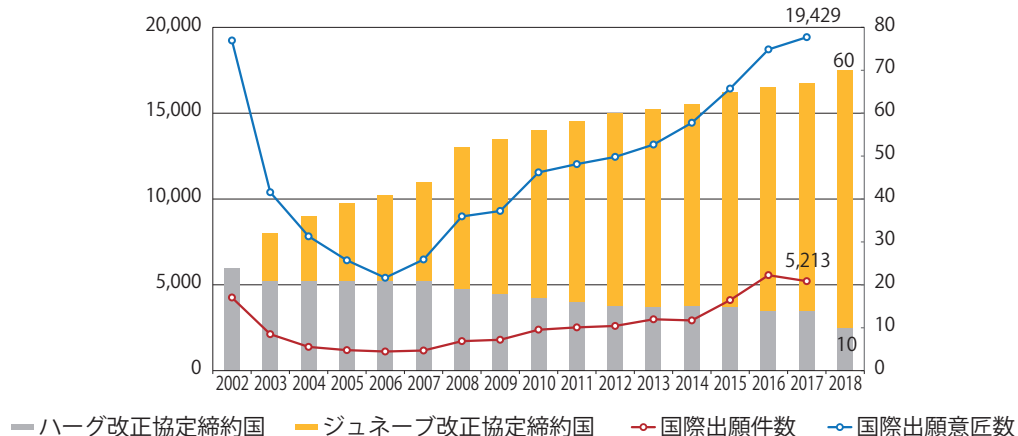


図2 国際出願件数（出願数・意匠数）及びハーグ協定締約国数の推移（2002-2018）

（注）ハーグ改正協定及びジュネーブ改正協定に加盟する国は、最新のジュネーブ改正協定にカウント。
（出典：WIPO Statistics Database, November 2018等より作成）

46.5%増、出願意匠数38.8%増)。

その後もジュネーブ改正協定締約国が徐々に増加するにあわせて、現在まで増加傾向が継続し、特に、2015年及び2016年は、2014年7月に韓国で、2015年5月に日本と米国でジュネーブ改正協定が発効したことにより、国際出願件数は、大幅な伸びを記録しました。(図2)

(3) 日米韓加盟により新たに実施された主な特徴

日米韓のジュネーブ改正協定への加盟は、その市場の重要性、活発に海外で意匠権を取得する日米韓企業によるハーグ制度の利用開始によって、国際出願件数が増加した一方で、本格的に実体審査を実施する三大官庁がハーグ制度に参加したことで、ハーグ制度には、法制面や実務・運用面で様々な変化をもたらされました。

日米韓加盟により新たに導入又は実施された主な特徴は、表1のとおりです。

ここで言及されている実施細則は、日米韓加盟前に、意匠の国際登録のためのハーグ制度の法的発展

に関する作業部会(以下「ハーグ作業部会」)での議論を経て、導入されたものです。ハーグ作業部会では、そのほかにも、日米韓の加盟を見据えて、共通規則及び実施細則のいくつかの規定が改正されました(官庁に対する手続により国際登録が補正された場合、保護付与の声明又は拒絶撤回の通報に補正内容を記載すること(規則18(4)及び18の2)、図面に関し、いわゆる参考図や図の表示も含められるようにしたこと(実施細則第4部)など)。

これらの変更にあわせて、願書等の様式やE-filingインターフェイスの改定、ユーザー向け情報(ユーザーガイドやFAQ)の拡充、ITシステムの改造が行われました。そして、日米韓を国際出願で指定する出願人、その国際出願や各官庁の通報類を審査する国際事務局の審査官等は、これらの新たな特徴を踏まえて実務を行うことが必要になりました。

(4) 国際事務局による国際出願の審査処理期間

国際事務局が受領してから1週間以内に処理された国際出願の割合は、2014年には44%であったの

表1 日米韓加盟により新たに実施された主な特徴

	指定国	関連条文 / 願書
クレーム記載	米	協定5(2)(b)(iii) / Item 12
創作者による宣誓又は宣言の提出	米	規則8(1)(a)(ii) / Annex I
特定の図を要求	日韓	規則9(3)(a)
個別指定手数料の二段階納付	米	規則12(3)
個別指定手数料の減免	米	協定7(2), 細則408(b) / Item 18, Annex IV
ロカルノクラスにより指定手数料が相違	韓	協定7(2), 規則12(1)(c)(i)
締約国における安全保障調査	米	規則13(4)
本意匠の表示	日韓	細則407 / Item 16
新規性喪失の例外の宣言及び証明書の写し	日韓	細則408(c) / Item 15, Annex II
意匠の保護適格性に関する声明	米	規則7(5)(g) / Annex III
優先権証明書の写し	韓	Annex V
官庁への秘密の写しの送付	日米韓	協定10(5), 細則901,902

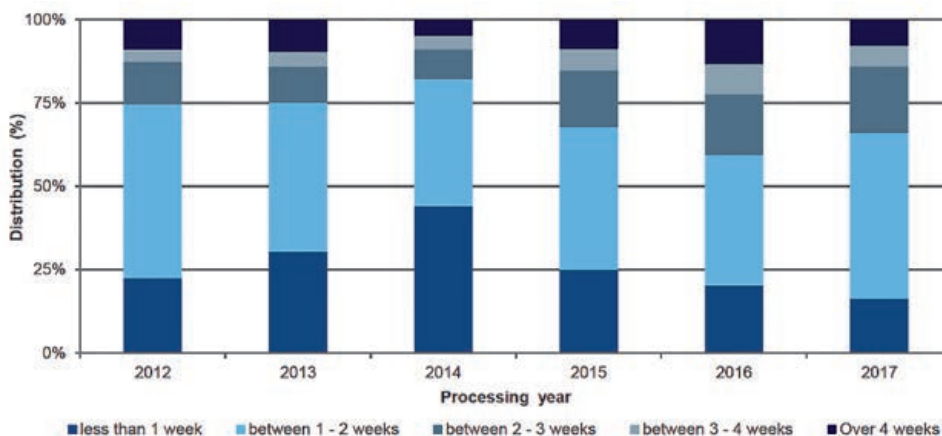


図3 国際事務局による国際出願の審査処理期間 (2012-2017) (出典: WIPO Performance Report 2016/17)

に対し、2015年以降減少傾向となっています。これは、願書記載事項や添付書類、官庁から送られる通報類の増加により、国際事務局での審査内容が複雑化したことを反映していると考えられます。

他方、受領後3週間以内に処理された国際出願の割合は、2016年に78%に減少しましたが、2017年は、86%に改善しています。(図3)

(5) 国際登録に対する拒絶通報件数

日米韓各官庁が本格的に審査結果の通報を開始した2016年以降、国際登録簿に記録された拒絶通報件数は、劇的に増加しました(図4)。

2017年、全拒絶通報件数に占める日米からの拒絶通報の割合は約8割にのびりました(図5)。ただし、

日本が国際登録に含まれる意匠ごとに拒絶通報を通知するのに対して、米国は国際登録ごと、韓国は原則国際登録ごとに通知していることに留意が必要です。

(6) 日米韓からの拒絶理由の割合

図6は、日米韓各官庁により拒絶通報がなされた国際登録の意匠について、どのような拒絶理由が多いかを示したものです(1つの意匠に対する拒絶に複数の拒絶理由が含まれる場合あり)。米国からの拒絶は、意匠の単一性を理由とするものが最も多く、意匠の開示が不十分とするものが次ぎます。一方、日本と韓国からの拒絶は、意匠の開示が不十分とするものが最も多く、続いて先後願関係(多くは、本意匠の表示がない又は適切でない場合)となっています。

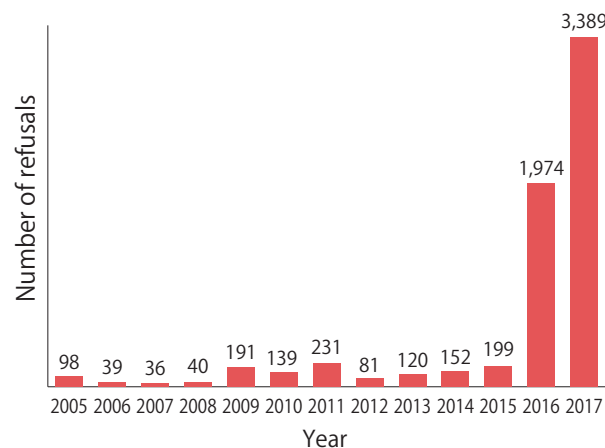


図4 国際登録簿に記録された拒絶通報件数 (2017)
(出典: Hague Yearly Review 2018)

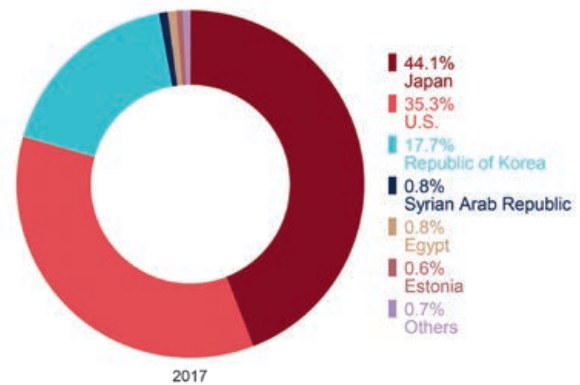
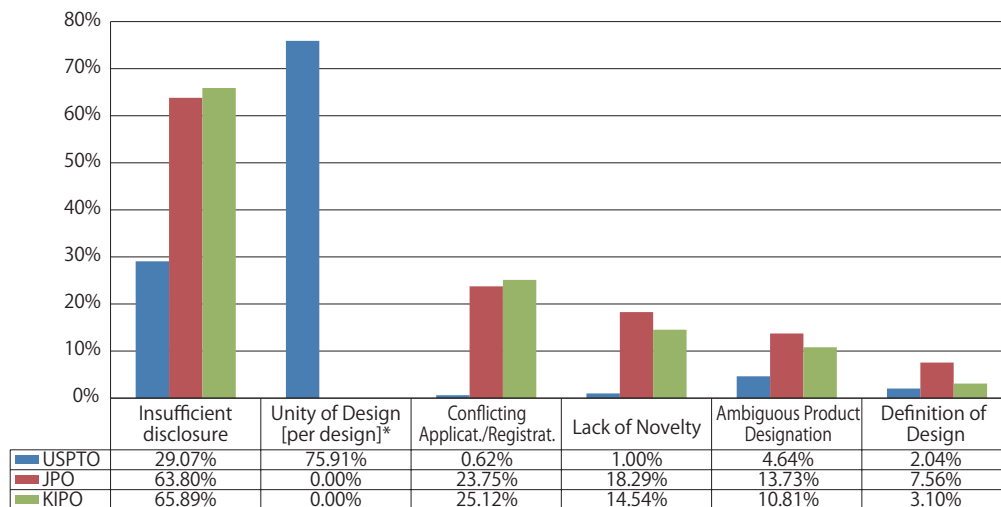


図5 拒絶通報を通知した指定締約国の割合 (2017)
(出典: Hague Yearly Review 2018)

USPTO, JPO & KIPO Refusal Grounds per Designs Refused Against all Filings - up to September 20, 2018 (%)



* USPTO refusals on ground of Unity of Design per IR's: 39,76 %

Source: Internal WIPO statistics

図6 日米韓各官庁により拒絶された国際登録の意匠に対する拒絶理由の割合
(出典: 国際事務局による内部統計)

4. 日本から・日本への国際出願の動向

(1) 国際出願件数

2017年に最も多くの国際出願（意匠数ベース）をしたのは、ドイツの出願人で、スイス、韓国、米国が続き、我が国からの出願意匠数は7番目でした（図7）。一方、同年、最も多くの意匠について指定された締約国は、EUで、続いてスイス、トルコ、米国の順となり、我が国への指定は、9番目でした（図8）。

日本に限って加入後の国際出願件数の推移をみると、日本を指定する国際出願件数は、ここ3年間同水準である一方、日本からの国際出願件数は、2018年に伸びを示しています（ただし、10月までの暫定値に基づく）。（図9、10）

(2) 国別指定意匠数

2017年、日本人が国際出願で指定することが多かった締約国は、EU、米国、韓国、シンガポール、日本の順で、国際出願で日本を指定することが多

かった出願人国は、ドイツ、フランス、スイス、米国、韓国、イタリア・オランダの順となり、特に欧州との間で国際出願が利用されることが多いことが分かります（表2）。

(3) (参考) 日本人による海外への意匠登録出願

国際出願件数からは話がそれますが、表3は、日本人が2017年に海外の官庁へ直接意匠登録出願を行ったトップ20の国とその意匠数をあらわしています。中国やASEANの国々のジュネーブ改正協定加盟が期待されていることが分かります。

5. ハーグ制度の発展・利便性向上に向けた国際事務局の取り組みについて

(1) ハーグ制度の地理的拡大

① 最近の加盟国及び近年中の加盟予定国

日本が49番目のジュネーブ改正協定の締約国となって以降、2018年11月までに、ジュネーブ改

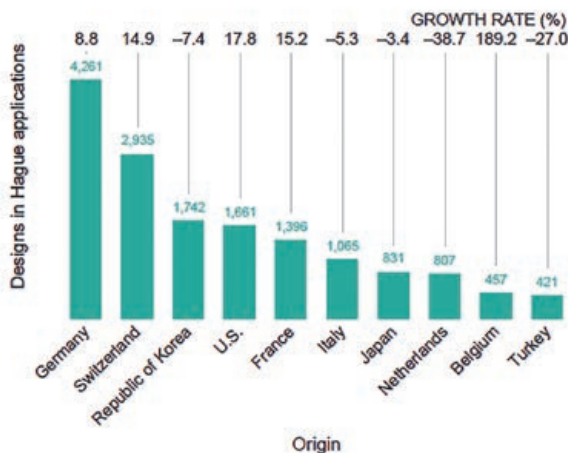


図7 国別国際出願意匠数トップ10 (2017)

(出典：World Intellectual Property Indicators 2018)

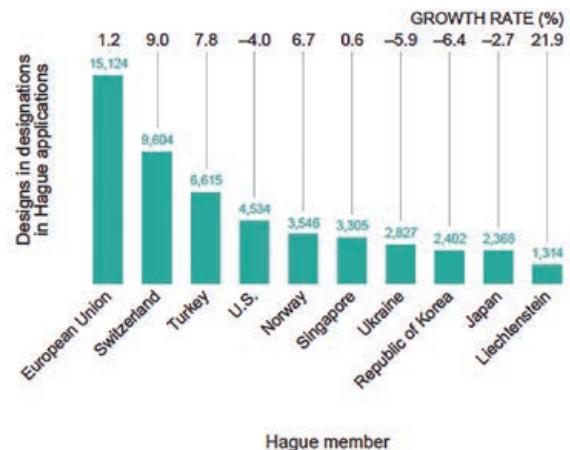


図8 指定締約国別国際出願意匠数トップ10 (2017)

(出典：World Intellectual Property Indicators 2018)

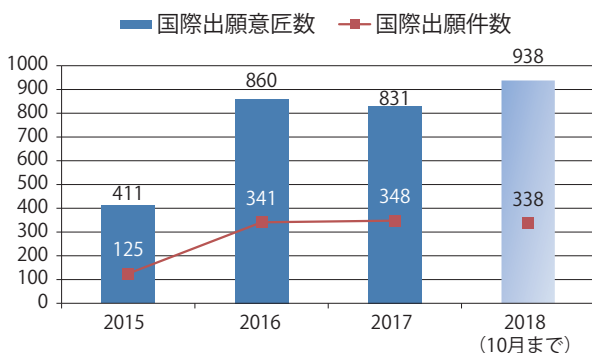


図9 日本からの国際出願件数推移 (2015-2018)

(出典：WIPO Statistics Database, November 2018 より作成)

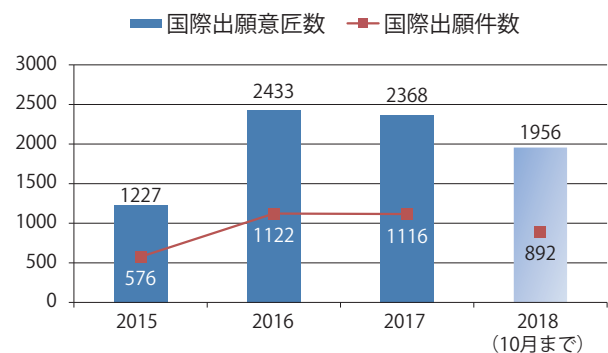


図10 日本を指定する国際出願件数推移 (2015-2018)

(出典：WIPO Statistics Database, November 2018 より作成)

正協定の締約国数は、60（寄託日ベース）に増えました。欧州連合（EU）及びアフリカ知的財産機関（OAPI）の2つの政府間機関の加盟国を合算すると、ジュネーブ改正協定は、合計85の国をカバーすることになります（図11）。最近加盟した国の中には、実体審査を行うロシア（2018年2月28日発効）及びカナダ（2018年11月5日発効）、並びに、EUから離脱予定の英国（2018年6月13日発効）といっ

た、経済規模の大きな国々も含まれます。

また、近年中には、中国、イスラエル、メキシコ、ベトナムといった、経済規模が大きく、多かれ少なかれ実体面の審査を行う国々による加盟が見込まれています。そのほかにも多くの国々が、ジュネーブ改正協定への参加に興味を示しており、国際事務局は、現在もいくつもの国との間で、加盟に向けた支援や議論を行っています。

表2 国際出願意匠数トップ15の国から指定意匠数トップ15の締約国への出願意匠数（2017）

Origin	Designated Hague member (number of designs)														
	European Union	Switzerland	Turkey	U.S.	Norway	Singapore	Ukraine	Republic of Korea	Japan	Liechtenstein	Serbia	Morocco	Egypt	Tunisia	The former Yugoslav Republic of Macedonia
Belgium	320	71	54	120	51	46	6	22	17	1	4	14	10	11	2
Cyprus	393	274	361	270	269	..	269	..	2
Denmark	156	122	13	72	148	10	6	18	46	3	5	..	3	5	5
France	769	804	558	289	403	513	393	385	367	214	224	494	322	353	172
Germany	2,596	3,025	1,677	783	622	497	313	408	376	123	243	39	244	17	87
Greece	371	5	365	8	2	2	1	1	2	1	58	..	7	6	58
Italy	711	619	484	219	217	221	124	120	126	165	59	80	51	54	60
Japan	699	47	42	241	21	116	5	160	69	1	11	4	4
Netherlands	548	134	127	136	117	103	35	112	126	3	21	4	16
Republic of Korea	1,301	14	11	539	9	10	..	22	153
Sweden	136	68	63	58	80	4	24	41	12	2	2	21	2
Switzerland	2,544	2,340	1,325	331	653	977	769	290	268	518	141	502	77	430	221
Turkey	249	18	78	69	15	10	17	9	..	8	11	..	15	11	10
U.K.	255	120	107	155	112	75	16	50	39	15	13	1	10	10	6
U.S.	1,333	393	406	170	145	197	38	250	219	15	16	82	112	7	14
Others/Unknown	2,743	1,550	944	1,074	682	524	811	514	546	245	507	73	411	213	392
Total	15,124	9,604	6,615	4,534	3,546	3,305	2,827	2,402	2,368	1,314	1,304	1,289	1,273	1,142	1,049

（出典：Hague Yearly Review 2018）

表3 日本人による海外への意匠登録出願（直接出願）件数（2017）

国	意匠数	国	意匠数
1 中国	3,756	11 マレーシア	312
2 EUIPO	2,683	12 オーストラリア	288
3 米国	2,267	13 メキシコ	259
4 韓国	1,308	14 ブラジル	256
5 ベトナム	576	15 シンガポール	212
6 タイ	565	16 カナダ	197
7 インドネシア	476	17 フィリピン	177
8 インド	470	18 ドイツ	163
9 香港	455	19 サウジアラビア	114
10 ロシア	381	20 南アフリカ	109

（注）

- ・赤塗は、ジュネーブ改正協定の締約国を示す。
- ・なお、台湾知的財産局のウェブサイトの「TIPO_2017_Annual_Statistics」¹⁾によると、2017年の台湾への意匠出願件数は、1,261件

（出典：WIPO Statistics Database, December 2018より作成）



図11 ハーグ同盟締約国マップ（2018年11月現在）

（注）

- ・青：ジュネーブ改正協定締約国（EU及びOAPI加盟国はすべて青に着色）
- ・赤：ハーグ改正協定のみ締結国（モロッコ、スリナムの2か国のみ）

1) <https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename=861914204071.pdf>

②加盟予定国との議論

加盟予定国との議論を開始する契機やそのスピードは様々です。以前より関心を示しているのに、全く音沙汰がなくなってしまう国、来年は加盟すると毎年繰り返す国、突然幹部レベルの依頼がありあっという間に加入書を寄託してしまった国、長い議論を経てようやく加盟する国など、各国の事情によって様々ですが、ハーグ登録部では、加盟に関心を示している国とは、WIPO加盟国総会やハーグ作業部会等の機会を利用して、最新動向を把握するように努めています。また、具体的な議論を継続している国とは、会合やビデオ会議、Eメール等を通じて、適時サポートできる関係を築いています。

協定への加盟は、外交ルートを通じて加入書又は批准書をWIPO事務局長へ寄託することにより実現しますが(通常、宣言事項も同時に提出)、それに先立ち国内法令や官庁での実務面・運用面の整備が必要となります。実体審査を行わないシンプルな意匠制度を有する国であれば、極論すれば、条約の規定と国内法の規定に矛盾が生じた際には条約の規定が優先する、という規定が最低限あれば、法改正なしで加盟可能な場合もあります。しかし、少なくとも、当該国を指定した国際登録の効果等について新たな規定を設けるのが通常です。

③ハーグ制度の健全な発展に向けた協議

他方、実体審査(特に新規性審査)を行う国やたくさん宣言事項を予定している国とは、法制面や実務面についての十分な事前協議が欠かせません。なぜ十分な事前協議が必要になるかというと、ジュネーブ改正協定が許容する宣言事項の性格に大きな理由があります。

締約国が必ずしなければならない宣言事項は1つ(最長の保護の存続期間:第17条(3)(c))のみ、締約国が無条件で行うかを定められる宣言事項も1つ(官庁を通じた間接出願の禁止:第4条(1)(b))のみで、そのほかの19の宣言事項は、国内法令がそのように定めている場合か、特定の条件を満たした場合にのみ行えるものです。例えば、国際出願で指定された国が国際登録後に受け取ることになる指定手数料は、標準指定手数料と個別指定手数料の2種類あり、個別指定手数料の宣言を行うためには、その締約国が政府間機関であるか又は締約国官庁が

ジュネーブ改正協定第1条(xvii)に規定される審査官庁(Examining Office)と認められる必要があります。また、標準指定手数料には3つのレベルがあり、より高額なレベル2又はレベル3を宣言するためには、それぞれ締約国官庁が、新規性以外の実体要件の審査を行うこと(レベル2)、職権により又は第三者の異議申立てを受けて新規性を含む実体要件の審査を行うこと(レベル3)が必要です。特に、審査官庁か否かの評価は、法制面だけではなく、実際の審査手続や運用も踏まえて行います。中には、立派な実体審査制度を有する法制を持っているにも関わらず、よくよく聞いてみると実際は全く実体審査をしていない、といった国もありました。

宣言は、条件を満たせば行える締約国の権利であり、一義的には締約国の政策判断によります。しかしながら、宣言事項のほとんどは、国内制度で求められる手続要件を例外的に国際出願や国際登録に適用するもので、ユーザーには追加的な負担が生じます。その結果、出願人はその国を国際出願で指定することに消極的になる恐れがあり、その国にとっても必ずしもよいことではありません。

そのため、国際事務局では、締約国の法制や場合により官庁の実務の分析を入念に行うとともに、予定される宣言がその国にとって真に必要不可欠なものであるのかを問いつつ、助言や協議を行っています。例えば、日本では国際登録に複数意匠が含まれる場合であっても、意匠ごとにされた意匠出願とみなす規定があるため、それ自体を理由に国際登録を拒絶することはなく、出願人は複数意匠一括出願のメリットを享受することができます。このアプローチは、国内出願への単一性要件を残したい国にとって一つの有用な解決方法であり、カナダが同様の仕組みを採用しました。

加盟予定国との議論は、現行法又は検討中の改正法案への国際事務局からの助言の依頼からはじまることが多いです。その後、相互の不明点の解消や運用面の議論等のフォローアップを行います。さらに、加盟が近づいてくると、宣言事項案について確認します。筆者はこれまで、国際事務局からのコメント(見解・助言・提言)を20本あまりドラフトしましたが、各国の法制やその運用は様々であり、骨の折れる業務です。特に、実体審査を行う官庁とは、加入書寄託後も、拒絶通報の内容についての議論や

ユーザーへの情報提供等の協力が続いていきます。

効果的な協議をするためには、官庁側にもハーグ制度に関する相応の知識が求められます。協議（時によって交渉）を円滑に進めるため、特に実体審査を行う加盟予定国については、まず国際事務局が作成した質問票を記入してもらい、議論の土台としています。

また、加盟予定国からの要請で、国際事務局の職員が、現地で開催されるセミナーや会合に参加することもあります。筆者も、WIPOジャパン・トラスト・ファンドの支援の下、ASEAN2か国を訪問し、セミナーでの講演や官庁職員との議論をする機会がありました。ハーグ制度への意識の啓発はもちろんですが、官庁職員に対しては、特に、ハーグ制度における国際事務局と官庁の役割の違いや宣言事項等について、議論を通じてその国の課題を把握しつつ、法制面や運用面の助言等を行いました。いずれの国でも積極的に質問がなされ、関心の高さを伺えました。

各国にはそれぞれの国内事情があるため、加盟までの進捗は常に予断できませんが、その国にとっても制度ユーザーにとっても満足のいく加盟となるよう、時宜を得た支援ができるよう努めています。

(2) 手続等の利便性向上

① E-Filing Portfolio Managerの改善

国際事務局への国際出願の提出を電子的に可能とするE-Filingシステムは、2008年の導入以降、利用率が高まってきており、2017年には、全国際出願の約97%が電子出願により提出されました。

E-Filing Portfolio Manager²⁾ (2013年6月～) は、過去の出願情報の再利用や料金の自動計算が可能であるとともに、記載項目や指定国に応じた注意事項の表示やユーザーガイドへのリンクが備えられ、形式的な記載ミスや記載漏れを事前に防ぐインテリジェント機能を有しています。また、クレジットカードによる支払いも可能で、紙出願時に必要な公表手数料（複製物があらわされる頁の2頁以降につき150CHF/頁）が不要となります。

このE-Filingシステムは、利用率の高まりとともに、種々の改善が図られてきました。2016年3月からは、電子出願により提出された国際出願について、国際出願に関する国際事務局からの通知の受領、欠陥通報への応答及び審査状況照会といった国際出願を管理するための機能が備えられました。

さらに、2018年11月には、ePCTと同様のインターフェイスに一新され（図12）、WIPOのオンラインサービスを利用するユーザーの顧客体験を向上させるとともに、新たな料金支払方法（複数案件についての同時支払い、Paypalによる支払）が可能となりました。

② 国際出願時の委任状提出負担の軽減

国際出願が出願人によって署名されずに代理人の署名により提出される場合、従来委任状の提出が必要でした。しかしながら、出願日を確保するために一刻も早く出願しなければならない状況の中で、出願時に委任状を用意することは必ずしも容易ではない場合があり、委任状が添付されていない国際出願が相当数存在し、欠陥通報の対象となっていました。

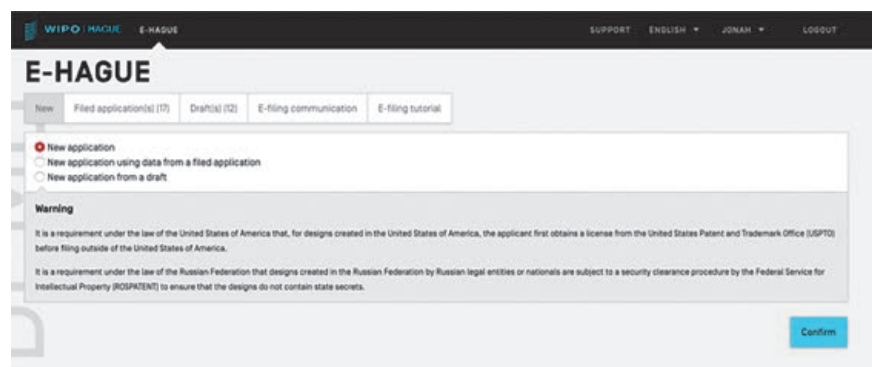


図12 新しいE-Filingのインターフェイス (E-HAGUE)

2) <https://www3.wipo.int/HagueEFilingWeb>

そこで、2018年7月に開催されたハーグ作業部会において、国際事務局への代理に関する第3規則の見直しが議論され、2019年1月以降は、国際出願時に、願書に出願人の署名がなく代理人が署名した場合であっても、願書に代理人に関する事項が記載されていれば、その者が出願人に選任された代理人とみなされ、別途委任状を提出する必要がなくなりました（PCTでは実施済）。ただし、出願後に、代理人を新たに選任したり、国際登録に関する変更（名義変更等）・更新手続を行う場合は、従来どおり委任状が必要です。

③国際事務局に対するFAX通信の終了及びWIPOウェブサイトでの書類アップロード機能の提供

WIPOで使用されるFAX通信が、2018年1月に従来のアナログ回線からインターネットを利用したVoIP回線に置き換わったため、アナログ回線とVoIP回線との特性の違いにより、送信者への警告なしにデータロスが起これる可能性が生じました。

そこで、同作業部会において、FAX通信に関する実施細則203節の削除が合意され、2019年1月以降は、国際事務局に対して、国際出願及び国際登録に関し、FAXによる通信ができません（マドリッド制度では既に2018年4月に終了、PCTでは終了時期を検討中）。

その代替手段として、WIPOウェブサイトを通じて、セキュリティが確保された環境の中でPDFファイルをアップロードして国際事務局に書類を提出できる、新しい機能を利用することができるようになります。この新機能を通じて、公式の様式を使用した国際出願や国際登録の諸変更のリクエストをすることも可能です。

④問い合わせ等窓口の一元化（Contact Hague Form）

2017年11月、ハーグ制度に関する問い合わせ等窓口が、WIPOウェブサイト上のContact Hague Form³⁾に一元化されました（電話による問い合わせは引き続き可能です）。このフォームから、ハーグ制度に関する質問や案件状況照会、国際出願・登録

についての優先権証明書の請求等を行うことができます。フォーム送信後、自動的にTicket IDが付与され、そのTicket IDを頼りに、より正確かつ効率的なコミュニケーションができるようになりました。

⑤拒絶通報の公表について

指定国官庁から送付され国際登録簿に記録された拒絶通報は、全てWIPOウェブサイトにて公表され、どなたでも閲覧することができます。

この公表について、拒絶通報に記載された引用意匠が、ほかの国において競合相手に当該意匠の無効理由として使われる可能性があるため、制度利用上の障害となっている、との潜在的な制度ユーザーからの意見があるため、2018年7月に開催されたハーグ作業部会において、拒絶通報を公表する運用の変更の可能性が議論されました。しかしながら、大多数の参加者は、現状運用の維持を支持したため、現時点では、運用変更は行わない結論となりました。ただし、本論点について、何か有用な情報があれば、国際事務局は官庁やユーザー団体からの提出を受け付けることになりました。

(3) 加盟国等情報の拡充

①図面の作成方法に関するガイダンス

指定国官庁は、図面に関し、国際事務局が審査した方式要件に基づいて拒絶することはできない一方、意匠の開示が不十分であるという実体的な理由に基づいて拒絶することは可能です（共通規則9(4)）。意匠の開示に関する基準は各国様々であり、日米韓をはじめとした審査官庁の加盟により、国際登録の名義人が、意匠の開示が不十分であることを理由に拒絶通報を受ける機会が増加することが予見されました。

そこで、国際事務局は、2015年12月に開催されたハーグ作業部会において、国際出願における意匠の開示に関するガイダンス案を提示し、当該作業部会での議論、作業部会後に参加国やユーザー団体から寄せられた意見並びに審査官庁との協議を取りまとめ、2016年8月に、「審査官庁により意匠の開

3) <https://www3.wipo.int/contact/en/hague/>

示が不十分なことを理由として拒絶されることを未然に防ぐための複製物の作成方法に関するガイドンス」というタイトルの手引書を、ハーグウェブサイト⁴⁾に公表しました。WIPO日本事務所のウェブサイトにおいて、日本語訳も入手可能です。

このガイドンスは、大きく4つのパートに分けられ、問題となり得る例とそれに対するガイドンスを踏まえた例が示され、最後のページには、各審査官庁が記入した、各ガイドンスを考慮すべきか否かの推奨リスト(表4参照)が掲載されています。本ガイドンスは、審査官庁を有する国の加盟の度に更新されています(ロシア、カナダ)。

ただし、各ガイドンスは、出願人が審査官庁から拒絶される可能性を最小化するための図面の作成方法を個別的に説明するに止まり、各国の開示要件自体を網羅的に説明するものではない点に留意が必要です。

②ユーザーガイドの拡充(Hague Guide for Users)

ハーグウェブサイトに掲載されている「Hague Guide for Users」(以下「ガイド」)⁵⁾は、ハーグ制度全体についての包括的な手引書で、ハーグ制度の手続や要件並びにそれらの背景情報等について関連条

表4 各ガイドンスが考慮されるべき締約国を表したリスト(日米韓露加のみ抜粋)

	日	米	韓	露	加
ガイドンス NO. 1					
(a)(i) 立体的な製品の6面図又は平面的な製品の表裏面図を提出する。	◎	※	○	※	※
(a)(ii) 6面図の代わりに、斜視図を提出する。		※	○	※	※
(a)(iii) 各図を同一縮尺で表す。	◎	○	○	◎	○
(a)(iv) 各図の方向を示す。	◎	◎	○	◎	○
(a)(v) 複数の意匠が含まれる場合、意匠ごとに十分な数の図を提出する。	◎	◎	◎	◎	◎
特定の図を省略する場合					
(b) 省略した図と省略の理由を説明する。	◎	※	◎	×	※
製品の特定部分のみの保護を求める場合					
(c)(i) ディスクレーマーにより保護を求めない製品の部分を示した図を提出する。	◎	※	◎	◎	◎
(c)(ii) 保護を求めない部分の特定方法を説明する。	◎	◎	○	◎	◎
ガイドンス NO. 2					
(a) 意匠を十分に開示するために必要な場合は、製品の特定部分の構成を明確に開示するその他の特定の図を、出願時に提出する。	◎	◎	○	○	◎
(b) その他の特定の図についての適切な凡例又は説明を記載する。	◎	◎	○	○	◎
(c) 拡大図や断面図が製品のどの部分を表されたものであるのかを記載する。	◎	◎	○	○	◎
ガイドンス NO. 3					
(a) 製品の立体表面の凹凸又は輪郭形状を示す陰影、網掛け又は線を施す。		◎	○	○	◎
(b) 保護を求める意匠の範囲について混乱を招くおそれがある場合は、保護を求めない部分には、陰影、網掛け又は線を施さない。		◎		◎	◎
(c) 表現物中に施された陰影、網掛け又は線の目的を説明する。	◎	○	○	○	○
ガイドンス NO. 4					
(a) 異なる形式の複製物を混在させない。	○	◎	○	◎	※
(b) 白黒図面とカラー図面とを混在させない。	◎	◎	○	◎	◎

◎: 強く推奨 ○: 推奨 ×: 推奨しない ※: 適切な方法であるかは場合による。ガイドンスの詳細を参照。

4) “Guidance on Preparing and Providing Reproductions in Order to Forestall Possible Refusals on the Ground of Insufficient Disclosure of an Industrial Design by Examining Offices” (https://www.wipo.int/export/sites/www/hague/en/how_to/pdf/guidance.pdf)

5) “Hague Guide for Users” (<https://www.wipo.int/hague/en/guide/>)

文への参照とともに解説しています。ハーグ制度について何か不明点があった場合は、まずはこのガイドを参照することをおすすめしています。

このガイドは、国際事務局への手続のみならず、特定の締約国を指定する際に特に留意すべき点についても言及しており、特に、日米韓の加盟にあわせて大幅に拡充されました。例えば、特定の締約国の指定のみに使用される願書の項目（本意匠の表示や新規性喪失例外（日韓）、個別指定手数料の減免申請や二段階納付（米）、願書のANNEX類（米韓）、単一性要件（米露）、特定の図（日韓）、官庁への優先権証明書の提出（日米韓露）などです。規則・実施細則の改正や新たな締約国の加盟の度に、内容の見直し・拡充を図っています。

③加盟国関連情報の拡充 (Hague Member Profiles Database)

ハーグ登録部では、新たに加盟した国の官庁に質問票を送付し、その回答に基づいた各加盟国に関連する情報をハーグウェブサイトに掲載しています。大きく3つのパートから構成され、(1) 問い合わせ先や宣言事項、国内法に関する情報を含む一般情報、(2) その官庁を通じて間接出願をする際の情報及び(3) その締約国を指定した際の官庁への手続等の情報を提供しています。この加盟国関連情報は、定期的に最新情報であるかを各官庁に確認し、適宜更新が行われています。

2018年8月に、インターフェイスを刷新し、Hague Member Profiles Database⁶⁾（以下「データベース」）の提供を開始しました。このデータベースにより、複数の締約国についての複数項目の情報をまとめて横断的に検索できるようになりました。

実体審査を行う加盟国が増える中、国際事務局がユーザーから受ける問い合わせも、各指定国に関するものが増えています。今後も様々な国の加盟が見込まれる中、このデータベースが、究極的にはハーグ制度に関連する加盟国情報のワンストップショップとなることを目指し、国際事務局では、コンテンツの拡充に向けた検討が行われています。

④ハーグセミナー

ジュネーブのWIPO本部において年2回、ハーグ制度に関するセミナーを開催しています。実務者や官庁職員等、誰でも参加可能で、国際事務局の職員が、ハーグ制度の概要から最新動向、実務上の留意点等を紹介するとともに、招待した制度ユーザーから、制度利用上の経験を講演していただいています。また、近年では、加盟済み（日米韓）又はこれから加盟する（ロシア・カナダ・メキシコ）審査官庁の職員にご登壇いただき、各国特有の制度に関する説明や加盟後の経験のフィードバックなどをしていただいたり、国際事務局の職員から、審査官庁を有する締約国を指定する際の注意事項などを説明しています。

本セミナーは、ハーグ作業部会やSCT等、意匠関係者が参加する会合に合わせて開催されることが多いものの、なかなか日本から参加することは容易ではありません。セミナーのウェブサイト⁷⁾には、セミナーで使用された説明資料が掲載されておりますので、ご活用ください。

(4) その他

ハーグ制度の言語は、マドリッド制度と同様、英仏西の3言語であるところ、2018年7月に開催されたハーグ作業部会では、ロシアから、ロシア語をハーグ制度の言語に追加することが提案されました。また、未加盟国である中国は、過去の作業部会から中国語の追加の検討を求めています。議論の結果、事務局が、考えられる言語体系拡大のモデル及び実務等への影響についての詳細な分析を行い、次回作業部会で議論を継続することになりました。

また、ハーグ同盟は慢性的な財政赤字を抱えているため、料金体系の見直しも課題となっています。

6. おわりに

ジュネーブ改正協定への日米韓の加盟は、実体審査国の加盟促進というジュネーブ改正協定の1つの創設目的を実現し、ハーグ制度を活性化させまし

6) "Hague Member Profiles Database" (<https://www.wipo.int/hague/memberprofiles/#/>)

7) https://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=154

た。他方、ジュネーブ改正協定創設当時に多かれ少なかれ予定されていたことではあるものの、ハーグ制度の手続が複雑化したことは否めません。

ハーグ登録部着任後まもなく、拒絶通報が本格的に届きはじめ、その内容の理解の橋渡しや官庁との調整等に奔走しましたが、それが少し落ち着いたかと思えば、日米韓に続けと言わんばかりにたくさんの国々からリクエストが届きはじめ、まだその勢いは止みそうにありません。ロシア、カナダに続き、近年中に、実体面の審査を行う経済規模の大きい国々による加盟が見込まれています。こうした中で、国際事務局は、既存ユーザーや潜在的なユーザーの国際的な意匠保護を支援できるよう、ハーグ制度の健全な発展と利便性のより一層の向上に向けて、ユーザーや加盟国・加盟予定国とコミュニケーションをとりながら日々業務を行っています。

本稿では、国際出願時の留意点等、実務的なことはあまり取り上げられませんでした。特許庁ウェブサイトの説明資料は、世界の官庁を見渡しても最も充実していると思いますので、本稿でご紹介した

WIPO ウェブサイトで入手可能な情報とともに、ご参照ください。

最後に、こうしたハーグ制度の変革期に国際事務局の立場からハーグ制度に携わることができたことに感謝するとともに、ハーグ登録部の同僚やWIPO ジャパン・トラスト・ファンドのサポートをしてくださった関係者の皆様に、この場を借りて改めて謝意を表したいと思います。

profile

玉虫 伸聡 (たまむしのぶあき)

平成16年4月 特許庁入庁
意匠審査官、香港理工大学デザイン学部客員研究員、国際課意匠政策係長、意匠課課長補佐(企画調査係長)等を経て、平成28年3月より現職。